

入札要項書

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会兵庫県病院（以下「当院」という。）の別棟新築工事に係る入札公告に基づく制限付き総合評価型一般競争入札（以下「入札」という。）に関する要項書である。

1. 発注者

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会兵庫県病院 院長 左右田裕生

2. 入札に付する事項

(1) 工事名及び数量

別棟新築工事 一式

(2) 工事場所

兵庫県神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号 済生会兵庫県病院構内

(3) 工事概要

①別棟

構造規模：軽量鉄骨造 地上2階建て

延床面積：551.54 m²

建物高さ：7.44m

備考：付属する渡り廊下棟等を含む

②自転車置場

構造規模：アルミ造（既製品）地上1階建て

延床面積：29.02 m²

建物高さ：2.42m

(4) 対象業務

別棟新築工事（以下「本事業」という。）の対象業務は、次の業務とする。

① 工事施工一式（工事に必要な諸手続き一切を含む）

② 工事に伴う諸官庁協議、施主及び設計監理者等との協議の一切（協議等に必要な書類作成等を含む）

③ その他、上記業務内容を実施するために必要となる関連業務

(5) 工期

令和4年7月中旬～令和4年12月末（予定）

(6) 入札方法

総合評価型一般競争入札

3. 担当部署

〒651-1302 兵庫県神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会兵庫県病院

担当者 経営管理部長 前出恭宏

連絡先 TEL 078-389-5290

FAX 078-987-2221

E-mail yasuhiko_maede@saiseikai-hyogo.jp

4. 入札参加者について

本事業への入札を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、5. の参加資格を持つ単体企業とする。

5. 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、次に掲げる参加資格要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 参加表明書の受付日から契約締結までの期間に、兵庫県及び神戸市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと。
- (6) 清算中の株式会社である施工者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- (7) 参加表明書の受付日から契約締結までの期間に、手形交換所による取引停止処分を確定された者でないこと。
- (8) 参加表明書の受付日から契約締結までの期間に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令が確定した者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係にある者（従業員を含む）でないこと。
- (10) 当院と資本面または人事面において関係がない者であること。なお、本書において、「資本面において関係がある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- (11) 本事業を統括的に管理する者として、建設業法の規定に基づき、本工事に対応する監理技術者を配置できること。現場代理人は、一級建築施工管理技士若しくは一級建築士取得後5年以上あるもの。なお、配置する監理技術者は、直接かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。
- (12) 兵庫県又神戸市内に本店、支店または営業所を有している者。
- (13) 特定建設業の許可を受けているもの。

(14) 兵庫県から令和3年度及び4年度建設工事入札参加資格を受けている業者で、開札日当日において、以下の認定及び格付けを受けているものであること。

工種：建築一式工事 格付け A-35 以上

(15) 以下の条件を満たす経営事項審査結果の建築一式工事の総合評価点であること。

令和3年度及び4年度兵庫県入札参加資格審査申請時の経営規模等評価結果通知の建築一式工事の総合評価点（P）が1,200以上のもの

(16) 鉄骨製作工場として、国土交通大臣認定「Mグレード」以上の工場で主体鉄骨の製作ができること。

6. 単体企業の資格喪失

(1) 参加資格確認基準日は、参加表明書受付日とする。

(2) 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間、単体企業が参加資格を欠くに至った場合、当該単体企業は入札に参加できない。

(3) 落札者の決定から契約締結までの期間、落札者である単体企業が参加資格を欠くに至った場合、発注者は単体企業と契約を締結しない。この場合、当院は落札者に対して一切の費用負担を負わない。

7. 入札手続き等に関して

(1) 設計図書の閲覧及び無償配布

日時 令和4年6月27日～7月1日午後4時まで（土日祝を除く）

場所 3. 担当部署にて配布

(2) 設計図書以外の簡易質問の受付

日時 (1)の期間と同じ

場所 3. 担当部署へメールにて提出（様式自由）

(3) 制限付き一総合評価型般競争参加資格確認申請の受付

日時 令和4年7月1日午後4時まで

場所 3. 担当部署担当部署へ持参（指定様式1）

(4) 設計図書以外の簡易質問の回答

日時 令和4年7月5日

場所 3. 担当部署担当部署よりメールにて回答

(5) 制限付き一総合評価型般競争参加資格確認通知

日時 令和4年7月5日

場所 3. 担当部署担当部署よりメールにて通知

(6) 設計図書等の質問の受付

日時 令和4年7月6日13時まで

場所 3. 担当部署担当部署へメールにて提出（様式2）

(7) 設計図書等の質問の回答

日時 令和4年7月7日17時予定

場所 3. 担当部署担当部署よりメールにて回答

(8) 入札書等の提出

日時 令和4年7月15日

場所 3. 担当部署へ持参

備考 「入札書(様式3)」及び「参考見積書(様式自由)」を「別棟入札書」と朱書きした封筒に入れ、厳封の上担当部署へ提出

(9) 総合評価委員会の結果の通知

日時 令和4年7月22日

場所 3. 担当部署担当部署よりメールにて回答

(10) 留意事項

ア 質問を行った企業名は、公表しない。

イ 意見の表明と解されるものについては、回答しない。

8. 参加資格なしとされた場合の説明受付

資格審査の結果、参加資格がないとされた者は、その理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。詳細は開札時に指示。

9. 総合評価方式に関する事項

(1) 総合評価方式について

ア 本入札は総合評価方式とし、別棟新築工事入札金額の他、同時期に追加工事として予定している本館内部改修工事概算工事費の参考見積書金額及び工事上の配慮事項等を総合的に評価した上で落札者を決定するものである。

イ 本館内部改修工事は改修前後の平面図を提示するため、それを元に概算工事費を算出するものとする。なお、参考見積書(様式自由)には建築工事、電気設備工事、機械設備工事に大項目を分け、公共建築改修工事標準仕様書の章ごとに中項目まで金額を記入すること。

ウ 本館内部改修工事参考見積書の金額はあくまで参考であり、追加工事設計図が整い次第再見積を行い、追加工事契約を締結する予定である。

エ 本館内部改修工事参考見積書の金額と再見積金額に大きな乖離があった場合はその説明を求めることがある。

オ 本館内部改修工事参考見積書の内容に疑義が生じた場合、7.(9)総合評価委員会の結果の通知の前に質問し、指定した期日以内に回答を求めることがある。

(2) 総合評価項目

ア 別棟 入札書金額

イ 本館内部改修工事 参考見積金額

評価項目のウエイトについては非公表とする。

(3) その他留意すべき事項

ア 本館内部改修工事の改修前後の平面図は7.(1)設計図書の閲覧及び無償配布時に合わせて配布する。

イ 別棟新築工事について、VE提案一覧をまとめ入札書と合わせて提示すること。VE提案の採否については受注者と協議の上決定するため、落札金額と契約金額が必ずしも一致しないことがあることに留意すること。

10. 入札手続きにおける留意事項

- (1) 応募に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。
- (2) 参加資格確認を受けた入札参加者が本事業への参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出先宛てに送付するものとする。
- (3) 入札に参加する者及び関係者が、公平な競争を妨げる行為をした場合は参加資格を喪失する。
- (4) 入札書無効に関する事項
参加資格確認基準日から落札者の決定日までの期間に、次のいずれかに該当する場合は入札書を無効とする。ただし、当院が承認した場合はこの限りではない。
 - ア 参加資格確認基準日以降入札書提出日までに企業が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
 - イ 入札書記載金額の不明確なもの。
 - ウ 入札書記載金額を訂正したもの。
- (5) 入札保証金等
入札保証金の納付は免除する。

11. 落札の決定等に関する事項

- (1) 落札方式
総合評価型
- (2) 予定金額の設定
有り（非公表とします）

12. 契約に関する事項について

- (1) 契約の締結
落札者と契約に関する協議を行い契約を締結する。特に、入札価格の内訳（請負代金内訳書）について協議を行う。
- (2) 業務受託者の契約上の地位
 - ア 発注者の承諾がある場合を除き、受注者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。
 - イ 本業務の全部を再委託することは認めない。
- (3) 民間(七会)連合契約書及び社会福祉法人^{恩賜}財団_{財団}済生会経理規程に準じ作成すること。
- (4) 契約保証
工事完了を担保するため、保証事業会社による履行保証制度（保証金額は工事代金10%以上）を採用すること。

13. 支払い方法

落札業者との協議による

14. 業務実施に関する事項

- (1) 業務実施期間中の受注者と当院との関わり

ア 本業務は、受注者の責任において実施される。

イ 契約の解釈について疑義が生じた場合には、当院と受注者は誠意を持って協議するものとする。

15. 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難等となった場合

当院は、契約の定めに従い、受注者に対する注意・改善勧告または契約を解除することができるものとする。

(2) 当院の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者は、契約の定めに従い、契約を解除することができるものとする。

(3) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

不可抗力（天災地変、風水火災、戦争、内乱等）、その他当院又は受注者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、当院及び受注者双方は、業務継続の可否について協議し、一定の期間内に協議が整わない時は、当院又は受注者は契約を解除することができる。

16. 工事实施の留意点

(1) 本事業の遂行にあたり、受注者は常に真摯な対応で業務を行うこと。

(2) 本事業の実施にあたっては、入札要項書等を十分理解、考察した上で行うこと。また、設計書の内容に準拠すること。

(3) 建築材料及び設備機器等を選定する際は、経済性、効率性、耐久性（長寿命化）及びメンテナンスの容易さに配慮すること。

(4) 受注者は、業務実施にあたり、本書の各業務に特段記載がない場合でも関係法令・条例等を遵守すること。

(5) 工事中の増減に関して、入札要項書に記載されていない工事であっても、外観納まり上、構造納まり上、設備納まり上、又は、下地等、建物の運営、使用上必要な工事については本工事とする。その場合、追加費用は認められない。

(6) 受注者は、別途工事である調剤薬局内装設備部分工事、その他別途工事の施工等が円滑に行えるよう協力し、十分な調整・連携を図り、建設工事・その他業務を遂行すること。

(7) 業務実施にあたっては、契約図書、医療法、建設業法、建築基準法、電気事業法、労働安全衛生法、特許法、その他関連法令等を遵守すること。

(8) 受注者は、建設工事で用いる工程表・施工計画書・施工図等の書類及び使用材料・設備機器等、本事業における発注者による設計図書又は契約図書との照合が必要なものについては、工事に先立ち事前に当該発注者に提出し、承諾を得ること。

またこれらに関しては、発注者の合意形成が得られる承認フロー図を作成し提出すること。

(9) 発注者による現場の立会い・材料の検査等を求められた場合は、適切に対応すること。

また、工事の進捗状況に応じ受注者は、必要に応じて、本事業における発注者による現場の立会い・材料の検査等を請求することができる。

(10) アフターサービス専門支援部門が予防・保全のための調査・診断、改修計画を立案し、

工事完了前に提案すること。提案方法は受注者との協議による。

- (11) 受注者は、別棟の運用開始に伴う届け出及び申請業務を行うこと。また、別途工事である調剤薬局部分の運用開始に向けて必要な諸手続きが生じる時は、当該部分設計者及び施工者と密に連携し、遅滞なく別棟本体工事で作成している必要図書の提供等を行うこと。詳細は当該部分設計者及び施工者と協議により決定する。
- (12) 工事完了後竣工図を作成し、監理者と調整し、最終図として発注者へ提出すること。
- (13) 参考図による工事及び実施図面の作成に関しては、参考図をもとに発注者に最終の仕様を確認し、実施図面として図面をまとめ提出するとともに、内容について説明すること。
- (14) 受注者は、本体工事及びその他の別途工事のスケジュール（設計工程及び工事工程）の工程を精査し、実現可能な工事計画を立案して提出すること。
- (15) 受注者は、工事計画、工程に係る各種会議については出席し、本体工事及びその他の別途工事業者との連携を密にはかること。
- (16) 落札後、竣工図の作成等にCADデータが必要な場合は、株式会社 内藤建築事務所と覚書を交わした上で購入することができる。